

仮面土偶イメージキャラクター使用取扱要綱

令和5年4月1日
辰野町教育委員会

第1条 本要綱は、辰野町新町泉水出土仮面土偶イメージキャラクター「日本のへそ土偶 縄文の母 ほっこり」（以下「キャラクター」という。）の着ぐるみ及び図案の使用について必要な事項を定めるものとする。

第2条 着ぐるみ及び図案を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、登録商標使用許可申請書（以下「申請書」という。）を辰野美術館（辰野町教育委員会）に提出しなければならない。

第3条 辰野町教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号に該当する場合を除き、使用を許可する。

- (1) 仮面土偶の品位又はキャラクターのイメージを損ない、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 企業等の営利目的の活動のみに活用されるおそれがあるとき。ただし、事業者が辰野町出土仮面土偶イメージキャラクターと明示し使用するときはこの限りでない。
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 着ぐるみについては、申請前に使用の予定があったとき。
- (7) その他教育長が適当でないとき。

第4条 着ぐるみの使用条件は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、転貸しはしないこと。
- (2) 使用期間を遵守し、第2条により許可された使用期間の満了日までに辰野美術館に遅滞なく返却しなければならない。
- (3) 使用に伴う着ぐるみの運搬は、使用者が直接行うこと。
- (4) 着ぐるみの着用の際は、周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を1人以上付けること。
- (5) 着ぐるみを火気又は水気には近づけないこと。また、雨天・降雪時には屋外で使用しないこと。
- (6) 使用する際は、「日本のへそ土偶 縄文の母 ほっこり」を辰野町出土の仮面土偶のイメージキャラクターとして紹介しなければならない。
- (7) 着ぐるみの使用に際し、常に安全に留意し、使用期間中に発生した事故は、使用者の責任において適切に処理すること。

第5条 着ぐるみ又は図案の使用は無料とする。ただし、運搬等を含む使用に係る一切の費用は使用者の負担とする。

第 6 条 使用者は、着ぐるみを善良なる管理者の注意義務により管理しなければならない。

(1) 使用者は、着ぐるみを紛失、破損又は汚損した場合、速やかに報告するとともに、その指示に従い、補修等を行い、原状に復さなければならない。

(2) 使用者は、使用した着ぐるみ等について、返却時に辰野美術館職員の点検を受けるものとし、紛失又は破損が認められた場合は、辰野町教育委員会の指示に従い原状に復さなければならない。

(3) 辰野町教育委員会は着ぐるみ等が破損又は汚損していた場合、使用者に実費弁償を請求することができる。

第 7 条 着ぐるみ又は図案の使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、辰野町教育委員会は一切その責めを負わない。